

来年度評価委員会における年度評価について

1 地方独立行政法人法改正の概要（令和5年6月16日公布、同日施行）

中期計画に指標(※)を追加したうえで、年度計画および年度評価が廃止となった。

(※)住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置の実施状況に関する指標

(経過措置)

- ①R5 末迄に開始した中期目標期間は年度評価を引き続き行えば指標追加は不要
- ②中期計画に既に指標を定めている場合、翌年度以降の年度計画、年度評価は不要
- ③施行日後に新たに指標を定めた場合、翌年度以降の年度計画、年度評価は不要

2 方針決定に向けて必要となる調整等

(1) 看護大学と県との調整事項

- ・中期計画に指標を追加することの是非。指標を追加する場合はその内容。
- ・年度評価を廃止する場合は、業務実績報告書など県の実績把握方法、評価委員会が定期的に法人の状況を把握できる代替措置等の検討。
- ・法人および県の事務負担を抑える方策。

(2) 年度評価を廃止する場合に必要な手続（年度計画、年度評価関係）

- ・定款変更（議会議決を経て総務省に変更認可申請）
- ・看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の改正（県が公告）
- ・看護大学の業務実績に関する評価基本方針等の改正（評価委員会に諮る）

3 今後の対応方針

法改正に伴う年度評価の廃止については、追加する指標の検討に加え、県の業績実績把握のあり方、評価委員会が実施する評価のあり方に関わる重要な事項であることから、看護大学と十分な調整を行うとともに、評価委員の皆様のご意見も伺いながら、方針を決定致したい。

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

(施行日:公布の日)

現 行

○公立大学法人においては、以下の事項が毎年義務付けられている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、**評価委員会**の**年度評価**を受ける
（設立団体の長の附属機関）

※国立大学法人においては、年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

○公立大学法人：
 中期計画(6年)があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**

○地方公共団体(設立団体)：
年度評価に係る事務負担が大きい

教育の質の向上や地域貢献に十分に取組み組めていない

見 直 し 後

○国立大学法人の例を踏まえ、年度計画及び年度評価を廃止（※）

中期計画の期間中の評価が6回→2回に

評 価	評 価	評 価	中 間 評 価	評 価	最 終 評 価
1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
			中 間 評 価		最 終 評 価

（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効 果

○地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務を行うことができる

公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことが可能に！